主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人大橋茹の上告趣意及び追加上告趣意第一点のうち、憲法三八条三項違反をいう点は、原判決の是認する第一審判決摘示の犯罪事実が被告人の自白のみによつて認定されたものでないことは同判決記載の証拠標目上明らかであるから、所論は前提を欠き、判例違反をいう点は、引用の判例は本件とは事案を異にし適切でなく、その余の点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第二点は、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五一年二月一九日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸		盛	_
裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	4	藤	重	光